

## 環境白書発行にあたって

平成 27 年版龍ヶ崎市環境白書をここに公表します。

本書は、龍ヶ崎市環境基本条例に基づき、平成 26 年度に実施した生活環境・自然環境・文化環境・環境学習などに関する各種の施策を取りまとめた年度報告書です。



環境問題は、生活に身近なごみ問題から世界的規模である地球温暖化など広範囲に亘っております。なかでも、地球温暖化は深刻で、温室効果ガスの排出抑制に対して現状を上回る努力が無ければ、2100年の気温は産業革命以前から3.7℃～4.8℃上昇すると予想されています。

後世が、私たちの環境と変わりなく過ごせるようにするために、温室効果ガスの排出量を抑える取り組みは急務であると考えます。

市では、環境関連の様々な事業を展開していますが、平成 26 年度は、新たな取り組みとして、金・銀・レアメタルなどの資源を回収するため携帯電話やデジタルカメラなど 16 品目の小型家電のリサイクルを開始しました。従来どおり「燃やさないごみ」としても出せますが、限りある資源の有効利用のために、ぜひ小型家電リサイクルにご協力いただければ幸いです。

また、地球温暖化対策の取り組みの一環として、公共施設へのLED照明の導入促進を進めているところですが、CO<sub>2</sub>削減効果だけではなく地域の安全確保にもつながる事業として、平成 27 年度は市内の全ての防犯灯（約 7,000 基）をLED照明に交換する予定で作業を行っています。

文化財の保存にも積極的に取り組んでおり、平成 26 年度は「矢口家長屋門、筆子塚」と「後藤新平筆「自治三訣」」を市指定文化財として登録しました。平成 27 年度からは「市民遺産制度」の取り組みも始まり、市民に身近な文化財について、これまで以上に光が当たることを期待しているところです。

環境問題は、行政だけではなく、市民や事業者が協力し、それぞれが環境問題に関心を持ち、自然環境保全や低炭素社会・循環型社会の構築に取り組んでいくことが重要です。

最後に、本書が市民の皆様に広く活用され、環境に関する理解を深め、これからの環境保全に向けての行動を展開していくための一助となることを願っております。

龍ヶ崎市長 中山 一生

# 目 次

## 第1章 龍ヶ崎市の概況及び条例・計画

第1節 龍ヶ崎市の概況	2
1 位置と地勢	2
2 気候	2
3 人口	2
第2節 環境基本条例・計画	3
1 龍ヶ崎市環境基本条例	3
2 龍ヶ崎市環境基本計画	3
第3節 環境基本計画に関連する主な法律・条例等	6

## 第2章 龍ヶ崎市の環境の状況

第1節 生活環境	9
第2節 自然環境	17
第3節 文化環境	19
第4節 環境学習	20
第5節 環境指標	22

## 第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

第1節 生活環境	25
1 地球環境への配慮	25
2 不法投棄の防止	34
3 廃棄物の削減・リサイクル	36
4 騒音・振動の防止	45
5 水質汚濁の防止	47
6 土壌・地下水汚染の防止	52
7 大気汚染の防止	53
8 その他くらしに係るもの	55
8-1 放射線対策	58
第2節 自然環境	61
1 里山や谷津田などの保全	61
2 水辺環境の保全	63
3 農村環境の保全	65

4 多様な野生動植物の保護	68
第3節 文化環境	69
1 文化財の保存	69
2 市街地・住宅地・集落及び公園・公共施設などへの配慮	71
第4節 環境学習	73
1 環境学習などの推進	73

## 資料編

第1節 騒音・振動	82
1 交通騒音・振動	82
2 環境騒音	100
3 航空機騒音	110
第2節 水質汚濁	111
第3節 土壌汚染	134
第4節 地下水汚染	134
第5節 大気汚染	135
第6節 地盤沈下	140

## 環境用語集

環境用語集	141
-------	-----

### 【用語解説】

語句の右上に\*のマークがあるものについては、下欄（フッター）に説明を記載しております。

（例） 龍ヶ崎市民環境会議\*<sup>1</sup>

また、語句の右上に☆があるものについては、末尾の環境用語集に用語解説を記載しております。

（例） 硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）☆